

認証基準(1基準)の改正について(厚生労働省告示第207号:平成22年4月30日)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表	改正内容
154	「使用目的、効能又は効果」欄の、「リーマー等に」を「リーマー等に回転、振動等の動作を」に改正。

基本要件適合性チェックリスト(1基準)の改正について(薬食機発0430第1号:平成22年4月30日)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表	適合性チェックリスト
154	ストレート・ギアードアングルハンドピース